

令和 8 年第 6 回霧島市農業委員会定例会総会	
日 時	令和 8 年 6 月 30 日（火） 15：00～16：15
出席農業委員 （18 名）	1 番 有 村 祐 亮 2 番 岡 村 勝 敏 3 番 鎌 田 陽 一 （会長職務代理者） 4 番 中 園 真 一 5 番 上 原 雄 二 6 番 清 水 和 子 7 番 尾 谷 光 幸 8 番 長 崎 恵里子 9 番 笹 峯 久 雄 10 番 常 盤 信 一 11 番 二月田 努 12 番 竹ノ内 裕 子 13 番 中 村 優 志 14 番 相 良 悟 15 番 肥 後 亮 子 16 番 東 鶴 昭 雄 17 番 山之内 悟 18 番 今 村 浩 一
欠席委員 （1 名）	19 番 槐 島 睦 夫 （会 長）
事務局	事務局長 尾辻 グループ長 横山 主査 堀之内 主任主事 船盛 主事 梶井 主事 福迫
議事日程	「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 4 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について 6 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「非農地証明願」について

開 会 15 時 00 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（職務 代理者）	それでは、令和 8 年第 6 回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 18 名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（職務 代理者）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（職務 代理者）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（職務 代理者）	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転 11 件、中間管理権設定 48 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 16 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転 11 件、筆数 21 筆、面積 53,796 ㎡、利用権設定 48 件、筆数 93 筆、面積 215,995 ㎡。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件要件を満たしており妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（職務 代理者）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（職務 代理者）	全員賛成です。よって本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（職務 代理者）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 23 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分 1 を 3 番委員に代わり 13 番委員。
---------------	---

13 番委員	2 号 1 番。申請地は湊地区コミュニティ広場の東に位置し、現況は田である。申請地には、※※さんが令和 9 年 3 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく国分 2 と 3 を 10 番委員。
10 番委員	2 号 2 番。申請地 4 筆は、馴松公民館の北東に位置し、現況は田である。また、申請地 1 筆は、重久公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 3 番。申請地は、馴松公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく国分 4 から 6 を 17 番委員。
17 番委員	2 号 4 番。申請地は、上小川小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 5 番。申請地は、下井地区集会所の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 番 6 号。申請地は、下井地区集会所の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく、国分 7 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 7 番。申請地は、春山緑地公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、譲受人が使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務	次に、隼人 8 を 5 番委員。

代理者)	
5 番委員	2 号 8 番。申請地は、新七公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、隼人 9 から 11 を 12 番委員
12 番委員	2 号 9 番。申請地は、始良中央家畜市場の北に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 10 番。申請地は、始良中央家畜市場の北に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 11 番。申請地は、始良中央家畜市場の北に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	次に、溝辺 12 から 14 を 11 番委員。
11 番委員	2 号 12 番。申請地は、宮川内公民館の西に位置し、現況は基盤整備後の法面であり、仮換地が終わり確定手続きをしているところである。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 13 番。申請地は、宮川内公民館の西に位置し、現況は不耕作である。申請地の竹子※※番、※※番、※※番には譲受人が使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 14 番。申請地は、三縄地区自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には、※※さんが令和 9 年 8 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、溝辺 15 を 14 番委員。

代理者)	
14 番委員	2 号 15 番。申請地は、麓原運動広場の北西に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、溝辺 16 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 16 番。申請地は、竹子小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	次に、霧島 17 を 4 番委員。
4 番委員	2 号 17 番。申請地は、霧島神宮の西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、霧島 18 を 7 番委員。
7 番委員	2 号 18 番。申請地は、霧島神宮駅の東に位置し、現況は田である。申請地には、譲受人が使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理者）	次に、福山 19 から 22 を 15 番委員。
15 番委員	2 号 19 番。申請地は、福地地区体育館の北東に位置し、現況は田である。申請地には、※※さんが令和 12 年 11 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 20 番。申請地は、大廻体育館の北東に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 21 番。申請地は、中茶屋公園の西に位置し、現況は果樹園である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作

	を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号22番。申請地は、福沢地区公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理人）	次に、国分23を10番委員。
10番委員	2号23番。申請地は、牧神自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には、※※さんが令和9年2月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（職務代理人）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務代理人）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（職務代理人）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長（職務代理人）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件、編入1件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1と横川2を2番委員。
2番委員	3号1番。申出地は、黒石公民館の南に位置し、現況は不耕作である。なお、平成10年頃一部植林してしまったという始末書が添付されている。除外目的は、山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある農地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 3号2番。申出地は、柿木集落センターの西に位置し、現況は不耕作である。なお、平成27年頃から管理ができず山林にしまったという始末書が添付されている。除外目的は、山林にするものである。当申出地は、非農地判断している土地であり、農地台帳から除外していることから、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理人）	次に、牧園3を6番委員。
6番委員	3号3番。申出地は、中野公民館の北に位置し、現況は一部耕作である。編入目的は、農地として有効に利用したいため農用地へ編入するものである。申出地を農用地へ編入することは

	問題ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（職務 代理者）	全員賛成です。よって、本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（職務 代理者）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺1から3を1番委員。
1番委員	4号1番。申請地は、竹山東公民館の東に位置し、現況は農業用資材置場等である。なお、平成10年頃造成し、農業用資材置場を整備、平成28年頃農業用倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第1種農地の農業用施設等に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫1棟・農業用資材置場を建設するものであり、既に実行済である。また、隣接地の宅地630.46㎡を一体利用するもので、全体計画面積は666.46㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 4号2番。申請地は、竹山東公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成10年頃、庭として造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、宅地拡張するものであり、既に実行済である。また、隣接地の宅地595.93㎡を一体利用するもので、全体計画面積は874.93㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 4号3番。申請地は、竹山東公民館の東に位置し、現況は通路である。なお、平成18年頃、通路として造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、通路を整備するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	次に、霧島4を2番委員。
2番委員	4号4番。申請地は、狭名田運動公園の北に位置し、現況は山林である。なお、平成28年2月頃植林してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	次に、隼人5を5番委員。

5 番委員	4 号 5 番。申請地は、沢馬場公民館の西に位置し、現況は貸駐車場である。なお、令和 7 年 3 月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地の 213 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 246 m ² である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理人）	次に、福山 6 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 6 番。申請地は、福沢地区公民館の南西に位置し、現況は畜舎等である。なお、平成元年 5 月頃農業用施設を建設してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、畜舎 4 棟と通路を建築・整備するものであり、既に実行済である。また、隣接地の雑種地・宅地・山林 4,880.44 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 5,411.44 m ² である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理人）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務代理人）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（職務代理人）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（職務代理人）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分 1 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 1 番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は資材置場等である。転用目的は、資材置場・通路を整備するものである。農地区分は、第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（職務代理人）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務代理人）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（職務 代理者）	全員賛成です。よって、本案件は承認とすることに決定しました。
---------------	--------------------------------

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が17件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、溝辺1を1番委員。
1番委員	6号1番。申請地は、竹山東公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成18年頃一般住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、既に実行済である。また、隣接地の宅地184.16㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は790.16㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく、溝辺2を2番委員。
2番委員	6号2番。申請地は、竹山東公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、計画面積は979㎡であり、一般住宅1棟の目安である500㎡を超過しているが、理由書が添付されている。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	次に、国分3と4を3番委員に代わり13番委員。
13番委員	6号3番。申請地は、市営福島第一団地の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6号4番。申請地は、国分営農研修センターの南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく、国分5を10番委員。
10番委員	6号5番。申請地は、姫城公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の321㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,075㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく、国分6から8を17番委員。

代理者)	
17 番委員	6 号 6 番。申請地は、下井地区集会所の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場・通路・物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 7 番。申請地は、下井地区運動公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 8 番。申請地は、下井地区運動公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅 3 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理者）	次に、隼人 9 を 5 番委員。
5 番委員	6 号 9 番。申請地は川尻公園の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 3 区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、隼人 10 と 11 を 12 番委員。
12 番委員	6 号 10 番。申請地は、姫城公園の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 11 番。申請地は、三田坪公園の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務代理者）	同じく、隼人 12 と 13 を 13 番委員。
13 番委員	6 号 12 番。申請地は、永浜漁港の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 13 番。申請地は、霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、

	第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲1区画を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
	(溝辺 14 取下げ)
議長（職務 代理者）	次に、溝辺 15 と 16 を 14 番委員。
14 番委員	6 号 15 番。申請地は、溝辺中学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 16 番。申請地は、陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	次に、霧島 17 と 18 を 4 番委員。
4 番委員	6 号 17 番。申請地は、栢田自治公民館の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成 19 年頃小規模露天風呂を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、民泊施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の 499.97 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 1,259.97 m²である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 6 号 18 番。申請地は、峰之前自治公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	調査委員会からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（職務 代理者）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

議長（職務 代理者）	次に、議案第7号「非農地証明願」について議題といたします。当委員会に対し、非農地証明願が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。隼人1を5番委員。
5番委員	7号1番。願出地は、見次公園の南東に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第3種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和61年頃から耕作放棄され山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	次に、牧園2を6番委員。
6番委員	7番2号。願出地は、万膳小学校の南東に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第2種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、平成18年頃から耕作放棄され、山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	同じく、牧園3を8番委員。
8番委員	7号3番。願出地は、牧園アリーナの西に位置し、現況は山林原野である。農地区分は、第2種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、平成5年頃から耕作放棄され、山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（職務 代理者）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
11番委員	7番1号は、写真を見ると隣に茶畑があり、藪払い等をしなければ営農に支障が生じると思うが、その辺りはどうか。
5番委員	隣にある茶畑は、近くに線路があり進入も困難なことから耕作を止め、山林への転用を計画しているとのことで影響はないと思われる。
議長（職務 代理者）	他にありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと判定し、証明することに、賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員賛成〕
議長（職務 代理者）	全員賛成です。よって本案件は、証明することに決定いたしました。 以上で、令和８年第６回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（職務 代理者）	ないようですので、令和８年第６回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉 会 16 時 15 分

議 長 _____

17 番 _____

18 番 _____